

## 会社法の施行等に伴う適時開示項目の見直し及び開示上の留意点について

当取引所では、会社法の施行等に伴い、適時開示項目及び「会社情報適時開示ガイドブック」で要請している開示事項等について以下のとおり見直し、本年5月1日から実施することとしました。つきましては、本内容を十分にご理解のうえ、会社情報の適時開示に際してご留意いただきますようお願いいたします（見直し後の適時開示項目及び開示事項等の詳細については、別紙「主要な見直し後の適時開示項目及び開示事項等」をご参照ください。）。

### 1. 「株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し」及び「自己株式の処分」の統合及び開示事項の見直し

会社法では、自己株式の処分（第三者に譲渡する場合等）を「処分する自己株式を引き受ける者の募集」として、発行する株式を引き受ける者の募集等と同じ手続規制の下に整理しています（会社法第199条）。これを踏まえ、適時開示項目についても整理し、これまでの「自己株式の処分」を廃止したうえで、「株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し」を「発行する株式、処分する自己株式若しくは新株予約権を引き受ける者（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の募集又は株式、新株予約権の売出し」と変更し、従来の「自己株式の処分」に係る開示は、当該開示項目に含めることとしました。

なお、新株予約権付社債については、会社法上、その発行手続が新株予約権と独立したものと位置づけられていない（新株予約権に含めて整理されている）ため、開示項目の名称からは外しておりますが、実質的な変更を伴うものではなく、引き続き新株予約権付社債の発行を行う場合にも開示が必要となります。

また、新株予約権及び新株予約権付社債の発行等においては、発行会社が合併等の組織再編を行う場合の当該新株予約権の取扱いを開示していただくこととするなど、開示事項の見直しを行っております。

### 2. 「株式無償割当て又は新株予約権無償割当て」の新設

会社法において、株式・新株予約権の発行類型として「株式無償割当て」及び「新株予約権無償割当て」が創設されたことから（会社法第185条、第277条）、「株式無償割当て又は新株予約権無償割当て」を開示項目として新設しました。

具体的な開示事項等については、別紙「主要な見直し後の適時開示項目及び開示事項等」の該当箇所をご参照ください。

### 3. 「株式交換」、「株式移転」、「合併」、「会社の分割」、「営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」における開示事項の見直し

会社法では、「株式交換」、「合併（吸収合併の場合のみ）」、「会社の分割（吸収分割の場合のみ）」又は「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の全部の譲受けの場合のみ）」を行う場合について、それが特別支配会社（原則として、総株主の議決権の90%以上を有する会社（会社法第468条第1項））との間で行われるものであるときには、株主総会の承認を要しないこと（略式手続）とされました（会

社法第468条第1項、第784条第1項、第796条第1項)。これを受けて、「株式交換」、「合併」、「会社の分割」又は「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」に係る開示事項として、略式手続による場合にはその旨を開示していただくこととしました(なお、会社法において、従来「営業」と呼称していたものを「事業」と整理し直したことに伴い、従来の開示項目「営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」を「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」に変更しております。 )。

また、会社法の施行により、株式交換・株式移転において、完全子会社となる会社が発行していた新株予約権付社債が完全親会社となる会社に承継されることが可能になったことを踏まえ、組織再編行為における完全子会社となる会社、消滅会社等が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合にその取扱いについて開示していただくこととするなど、会社法の施行に伴う開示事項の見直しを行っております。

このほか、昨今、組織再編行為が増加してきており、のれんの取扱い等会計処理に対する注目も高くなってきております。こうした中「企業結合に係る会計基準(平成15年10月31日企業会計審議会)」、「事業分離等に関する会計基準(企業会計基準第7号)」が平成18年4月1日以降に開始する事業年度より適用されること踏まえ、組織再編行為の開示の際に、見込まれる会計処理の概要(会計上の分類、のれんが発生する場合におけるその概算金額・償却年数等)についても記載していただくこととしました。

#### 4. 配当決定時の開示要件の見直し

従来、商法上、配当は、特定の時期に年2回まで行えることとされていたものが、会社法においては、回数制限が撤廃され、所定の要件を満たせば随時取締役会決議により行うことが可能となりました。さらに、現物配当が可能ながことが明確化されました。

そこで、これまで、上場会社の業務執行決定機関が配当の額を決定した場合の適時開示については、実績値との差異が一定割合以上の場合に「配当の額の変更」として開示が必要とする取扱いとしていましたが、会社法の施行に伴い、上場会社各社の配当方法が多様となり、複雑になることが想定されるほか、配当は投資者の基本的な権利に関わる重要なものであることを考慮し、投資者が、配当の額の決定がなされた場合には必ず把握できるよう開示要件を見直し、上場会社の業務執行決定機関が配当の額を決定した場合(現物配当による場合を含む。)はすべて開示を要することとしました。

開示項目の名称についても、会社法の用語にあわせて「剰余金の配当」に変更しました。

なお、決算発表、中間決算発表、四半期財務・業績の概況の開示時に、あわせて剰余金の配当の額の決定を行った場合には、本項目としての開示は、決算短信等の「配当状況」欄における所定の開示を行うことで足りませんが、配当原資が資本剰余金である場合及び臨時決算に基づき配当を行う場合には、決算短信等において通常の記載事項に加えて記載すべき事項がありますのでご留意願います。

また、現物配当を行う場合には、実際の開示にあたって、あらかじめ名証までご相談いただきますようお願いいたします。

#### 5. 配当予想に関する開示要件の見直し

これまで、配当については、新たに算出した予想値について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)と比較して一定割合以上の

差異が生じた場合には、開示が必要とする取扱いとしていましたが、上記４．と同様の趣旨から、投資者が、剰余金の配当について予想値が算出された場合に必ず把握できるよう開示要件を見直し、配当予想値を算出した場合（現物配当による場合を含む。）はすべて開示を要することとしました。

なお、従来は、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）と配当の決定額において一定割合以上の差異が生じた場合にも本項目で開示を求めておりましたが、上記４．において記載のとおり、配当の額を決定した場合にはすべて「剰余金の配当」としての開示が必要と整理したことから、本項目の対象から除外しました。

## ６．その他

会社法の施行及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の適用を受けた用語の見直しのため、「会社情報適時開示ガイドブック」の記載中、次表の「読み替えられる語句」に掲げる語句について、対応する「読み替える語句」に適宜読み替えてください。

（会社情報適時開示ガイドブックにおける主な語句の読替え）

| 読み替えられる語句 | 読み替える語句  |
|-----------|----------|
| 資本（金）     | 資本金の額    |
| 営業        | 事業       |
| 決算期       | 事業年度の末日  |
| １単元の株式の数  | 単元株式数    |
| 株主資本      | 純資産      |
| １株当たり株主資本 | １株当たり純資産 |

## (参考) 会社法の施行等に伴う主な適時開示項目の整理の概要

| 旧                                 | 新                                             | 根拠規定                       |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------|
| 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し        | 発行する株式、処分する自己株式、新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し | 適時開示規則 2 a                 |
| 自己株式の処分                           |                                               | (旧)適時開示規則 2 d の 2          |
| 資本の減少                             | 資本金の額の減少                                      | 適時開示規則 2 c                 |
| 資本準備金又は利益準備金の減少                   | 資本準備金又は利益準備金の額の減少                             | 適時開示規則 2 c の 2             |
| (新設)                              | 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て                           | (新)適時開示規則 2 d の 2          |
| 利益配当・中間配当<br>(配当の額の変更・軽微基準あり)     | 剰余金の配当<br>(軽微基準なし)                            | 適時開示規則 2 f                 |
| 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け                 | 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け                             | 適時開示規則 2 h                 |
| 営業の全部又は一部の休止又は廃止                  | 事業の全部又は一部の休止又は廃止                              | 適時開示規則 2 o                 |
| 1 単元の株式数の変更又は 1 単元の株式数の定め廃止若しくは新設 | 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設                    | 適時開示規則 2 y                 |
| 決算期変更                             | 事業年度の末日の変更                                    | 適時開示規則 2 z                 |
| 利益配当・中間配当予想の修正<br>(一定の変動以上)       | 剰余金の配当予想の算出<br>(算出した場合すべて)                    | (旧)適時開示規則 2<br>(新)適時開示規則 2 |

以 上

【本件に関するお問合せ先】  
株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ(上場監理担当)  
TEL : 052 - 262 - 3174  
E-mail : syoken@nse.or.jp